

退職後の年金・医療保険

平成18年度
退職予定者相談会、
全日程終了

参加者
450人

退職を間近にされている組合員の皆さんの、退職後の生活設計の参考にしてください。平成18年度退職予定者相談会を県内8カ所で開催し、先月26日に全日程を終了しました。

相談会では、まず年金・医療保険制度について一般事項の説明を行い、その後希望される方を対象に個別相談を行いました。

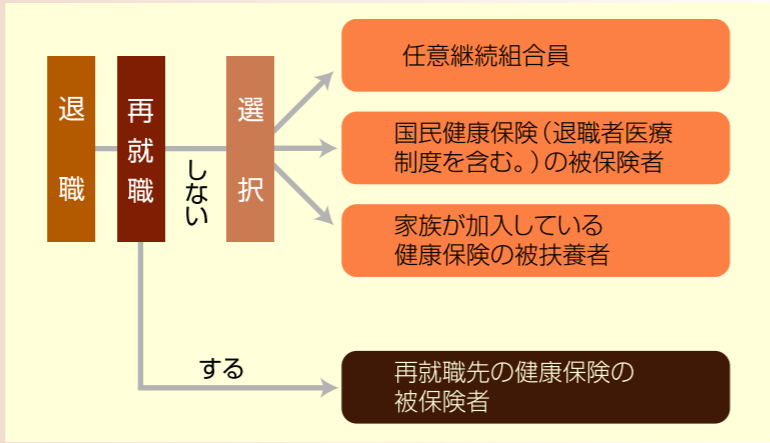
なお、相談会での説明内容の概要は、次のとおりです。

年金

60歳になったら年金の請求を！
年金の在職・改定請求について

組合員期間1年以上の方が、60歳となり退職共済年金の受給権が発生する時は、在職中であっても年金の請求をさせていただくこととなります。また、退職時には60歳から退職する

退職後加入する医療保険制度



配偶者が第3号被保険者である場合

退職して国民年金の第2号被保険者でなくなったとき、配偶者が第3号被保険者である場合は、住所地の市町村役場で国民年金の第3号から第1号被保険者への種別変更の手続きを行ってください。

この手続きを怠りますと、将来、配偶者の国民年金の受給資格や年金額に影響が生じるようになりますのでご注意ください。

までの組合員期間と給料(期末手当等を含む)を追加算入し再計算をする「退職改定」の請求も必要となります。

今年3月末で定年退職となる昭和21年度生まれの一般組合員については、退職した月の翌月分から給料比例部分の支給が始まりますが、定額部分の支給開始年齢は63歳となり、それ以降の一般組合員は段階的に65歳へと繰り下げられることとなっています。

この定額部分加算時に20年以上の組合員期間がある一般組合員については、配偶者等にかかる生計維持を確認するために関係書類を提出いただき、配偶者の収入・年金等を確認することになります。その上で、一定条件に該当すれば加給年金額を加算し、年金額を改定することになります。

このほか、遺族給付や障害給付を受給中の方が、退職共済年金の受給権を有する場合には、原則として、いずれか選択した一つの年金しか支給されませんのでご注意ください。

60歳未満の退職者は、退職届書の提出について

退職時点では年齢が60歳未満で年金請求権がない場合は、「退職届書」を

平成19年度任意継続短期掛金(介護掛金)について

平成19年度の任意継続組合員に係る短期掛金率及び短期掛金額は、下表のとおり引き上げとなる見込みですが、介護掛金率及び介護掛金額については、変更の予定はありません。

掛金は、19年1月1日現在における現職組合員の平均給料月額324,000円(平成18年度 324,000円)と組合員の退職時の給料月額の80/100(55歳未満又は組合員期間15年未満の方は100/100)を比較し、低い方の額に掛金率を乗じて求めます。

※ 介護掛金については、40歳以上65歳未満の方が納付することとなります。

ポイント

任意継続と国保、どちらが有利?

一般的には、国民健康保険(以下「国保」という。)よりも任意継続組合員制度に加入されるほうが、給付(附加給付)と保険料の両方の面で有利になると思われます。

しかし、退職後2年目については、多くの場合、年取の減少により国保の保険料(前年の収入を基に算定)が低減すると思われるので、任意継続組合員を続けるか、国保に加入するか、再検討されるのがよいでしょう。

なお、国保の保険料については、市町村の国保担当窓口で確認してください。

障害の状態にある方の特例は?

退職時に障害の状態にある方については、障害共済年金の制度や退職共済年金の障害者特例がありますので、所属の共済事務担当課(係)又は共済組合保険年金課年金係へご相談ください。

なお、障害の程度については、身体障害者手帳の等級とは異なります。

◎保険年金課年金係

TEL 089(945)6317

ポイント

再就職される皆さんへ

雇用保険の失業給付と年金はどうなる?

平成10年4月1日以降受給権が発生する退職共済年金・老齢厚生年金の受給権者が、雇用保険法による失業給付の基本手当を受給している間は、退職共済年金のうち職域年金相当部分以外の部分については支給が停止されます。一方、老齢厚生年金は全額停止と

なります。

ハローワークへの基本手当の返納は認められていないため、後日、基本手当の受給が判明すると、退職共済年金・老齢厚生年金から基本手当の受給額以上の額を返還していただく場合がありますので、再就職時に厚生年金・雇用保険に加入する際はご注意ください。

医療保険

退職後の医療保険制度の適用は、次のようになります。

再就職されない方は、任意継続組合員、国民健康保険(退職者医療制度を含む。)の被保険者又は家族が加入している健康保険の被扶養者(認定を受けているためには一定の要件があります。)のうちから、加入する医療保険制度を決めて加入手続きをしてください。

なお、任意継続組合員制度に加入する場合は、申出期限(退職日から20日以内)がありますので、退職後すみやかに手続きを行ってください。

(お願い)

退職時には「組合員証」、「遠隔地被扶養者証」、「高齢受給者証」、「特定疾病療養受療証」を所属所の共済事務担当課(係)を経由して共済組合へ返納してください。

「医療費のお知らせ」の配付

記載内容を確認してください

平成18年7月から12月までの診療に係る「医療費のお知らせ」を今月配付します。記載内容を確認して、心当たりのない診療が記載されているなど疑問な点があれば、共済組合(保険年金課医療係)までご連絡ください。

■保険年金課医療係 TEL 089(945)6318

「医療費のお知らせ」は受診されている方に配付しています。

歯科

健診補助

組合員の方を対象に、歯科の健康診断を受けた場合の費用の一部を補助する事業を実施しています。

◎補助金額…1000円(1事業年度1人1回)

◎請求方法…「歯科健診補助金請求書」に歯科医療機関が発行した「領収書(写)」(受診者氏名、健診額及び歯科健診の受診費用である旨明記されたもの。※金額記載のみのレシートは認められません。)を添付して所属所の共済事務担当課(係)を通じて共済組合へ提出してください。

(※保険診療中の検査等については、対象となりません。また、所属所長が、組合員を対象として実施した場合は、所属所長へ補助を行います。)